

2019年度奨学生募集要項

1. はじめに

公益財団法人アイザワ記念育英財団は、学業優秀、品行方正でありながら、経済的理由により修学が困難な大学生及び大学院生(外国人留学生を含む)に対し、奨学援助を行い、もって外国との友好親善及び社会有用の人材を育成することを目的としております。

奨学金の給与を希望する者は、この「2019年度奨学生募集要項」に従って出願して下さい。

2. 事業の内容

本財団の主な事業は、奨学金の給与及び奨学生の指導等です。大学生及び大学院生の中から奨学金を必要とする適格者を選んで給与し、奨学生の資質の向上を図るために適切な指導と研修を行っています。

3. 出願の資格

本財団の奨学生となる者は、次のいずれにも該当していなければなりません。

- (1) 日本国内の大学又は大学院に在学している大学2年生以上の者(注1)
- (2) 人物、学業ともに優れている者
- (3) 経済的理由により修学が困難であると認められる者
- (4) 将来、産業・文化両面において社会に貢献しようと志す者
- (5) 他の団体等より奨学金を受けていない者(注2)

(注1) 別科生、選科生、聴講生を除く。

(注2) 日本学生支援機構の奨学金、各大学の授業料減免、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金及び外国人留学生が派遣国政府より受ける奨学金については可。

4. 奨学金の給与月額と給与期間等

- (1) 給与の月額
大学奨学生 月額 30,000円
~~大学院奨学生 月額 45,000円~~

- (2) 給与の期間
奨学金の給与期間は、採用時から正規の最短修業年限の最終期迄です。

- (3) 奨学金の交付
財団が定めた月に直接本人に交付又は送金します。

- (4) 奨学金の休止、停止又は廃止
奨学生が休学し又は長期に渡って欠席したとき、学業等の状況により指導上必要があると認めるとき、留年又は卒業延期の恐れが生じたとき、本財団の指定するレポート等の提出義務を怠ったとき等の場合は、その状況に応じ、奨学金を休止、停止又は廃止します。なお、事由によっては支給した奨学金の返還を求めることがあります。

5. 出願の手続き

奨学金の給与を希望する者は、次の書類を整え、在学する大学を経て出願して下さい。個人からの直接の出願は受け付けておりません。詳細は大学窓口におたずね下さい。

- (1) 奨学生願書
- (2) 論文
『大学での学修状況と将来の夢について』
A4用紙40行×40字で2枚、3,000字程度
- (3) 学業成績証明書
- (4) 在学証明書
- (5) 在学する大学長又は担当教授の推薦書
- (6) 住民票
(現住所が住民票と異なる場合は、賃貸契約書のコピー又は大学が発行する居住証明書を添付すること)
- (7) 在留カードの写し(留学生のみ)
- (8) 前年度の所得の証明書(コピー可)
(源泉徴収票、確定申告書、自治体の所得証明書等)
- (9) 日本学生支援機構奨学金の受給内容を証する書類の写し(受給者のみ)

6. 選考と採用

- (1) 選考
奨学生の選考は、奨学生選考委員会の書類及び面接審査にて行います。
- (2) 採用
奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て、理事会の承認をもって理事長が決定し、その結果を推薦大学を通じて出願者に通知します。

7. 個人情報について

- (1) 出願にあたって提出された個人情報は、奨学生の選考、結果の通知、採用後の各種通知・連絡のみに使用し、他の目的には一切使用いたしません。
- (2) 当財団では、個人情報管理規程に基づき、個人情報を適切に保護・管理しております。

以上

学内締切
4月11日(木)